

よくある質問について



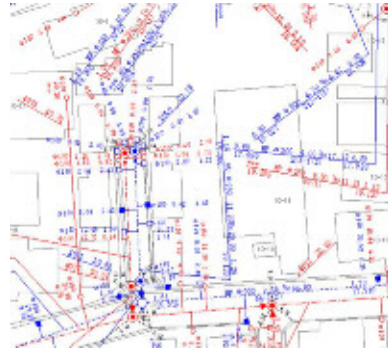
Q1. 排水区分は、合流（ごうりゅう）ですか？ 分流（ぶんりゅう）ですか？

⇒ 下図の通りです。緑の実線が合流管、青の点線が雨水管、赤の破線が污水管を示しています。

合流（ごうりゅう）



分流（ぶんりゅう）

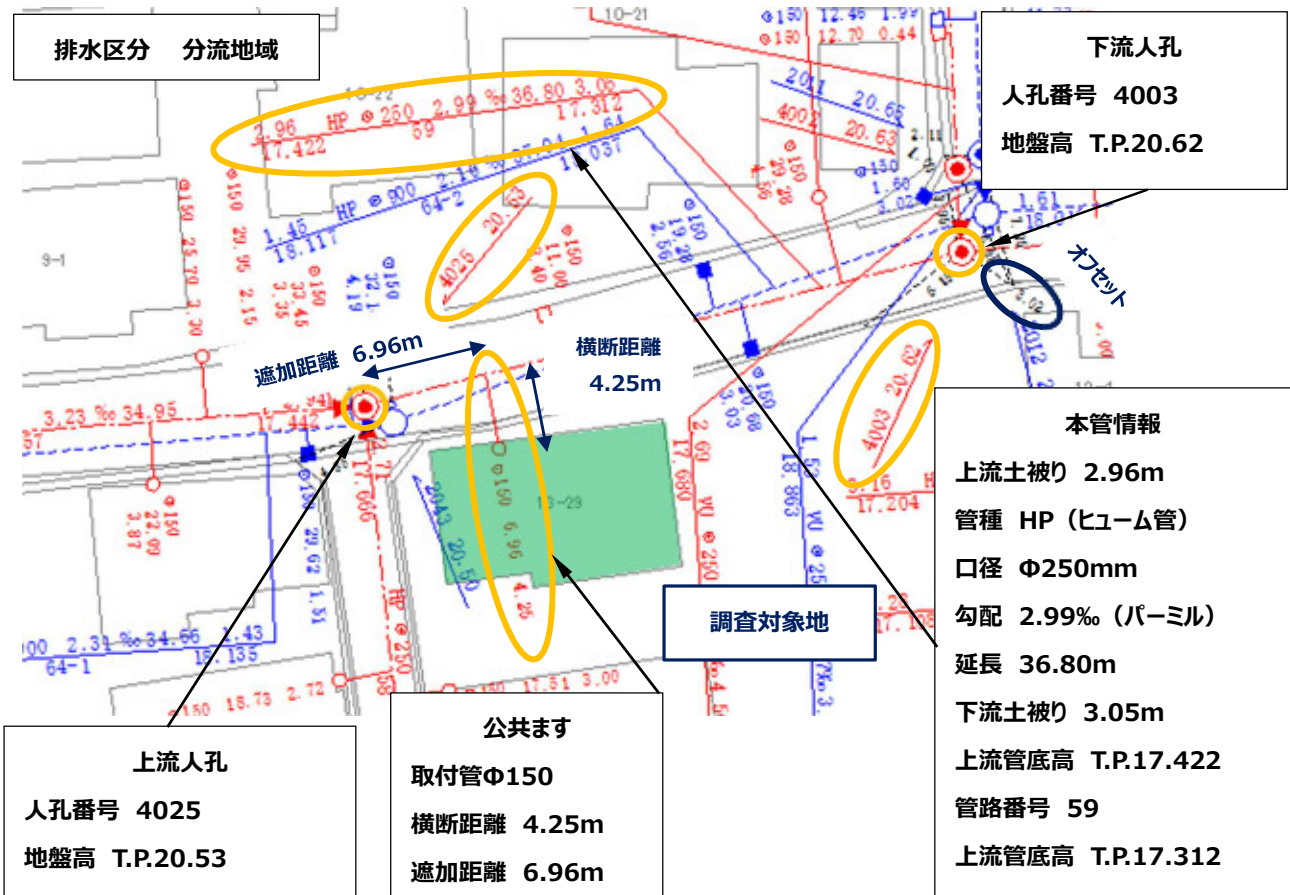


Q2. 雨水の排水処理はどうすればよいですか？

⇒ 合流地域は、雨水流出抑制対策をしたあとにオーバーを污水と一緒に排水してください。

⇒ 分流地域は、宅内完全浸透、もしくは雨水流出抑制対策をしたあとにオーバーを雨水公共ますを設置（自費）し、排水してください。※まちづくり条例にかかると物件については別途ご相談下さい。

Q3. 下水道台帳の見かたを教えてください。（緑が調査対象地で污水管を調べる場合）



Q4. 公共ます（污水）の設置は、自費工事ですか？

⇒ 自費工事で設置してください。ただし、相続等の場合には公費で設置の可能性もありますので、別途ご相談ください。（売買の場合には自費工事となります）

公費設置の対象となる場合

- (1) 当該土地の下水道事業受益者負担金を賦課されたときから所有している者（以下「賦課時所有者」という。）が自己の居住用又は事業用として直接使用するとき。
- (2) 賦課時所有者から相続又は贈与を受け、その者が自己の居住用又は事業用として直接使用するとき。
- (3) 賦課時所有者の2親等以内の親族が賦課時所有者から土地の貸与を受け、その者が自己の居住用又は事業用として直接使用するとき。

※「狛江市公共下水道汚水ますの設置及び管理に関する要綱」より

Q5. 公共ます（雨水）の設置は、自費工事ですか？

⇒ 自費工事で設置してください。

Q6. 受益者負担金がありますか？

⇒ 狛江市は、汚水管渠の整備率は100%です。受益者負担金制度としてはありますが、あらたにお金を徴収することはありません。